

医療費が心配

医療費が高額になる場合は、次のような制度を利用できます。

◎医療費の助成を受けたい

➡高額療養費制度

1か月間（月初から月末まで）に、医療機関に支払った費用（食事代、有料個室料金、患者希望によりサービスを受ける差額ベッド代、先進医療にかかる費用等は除く）が自己負担限度額を超えるときは、超えた額の払い戻しを申請により受けることができます。

自己負担限度額は、年齢や所得によって異なります。

高額療養費制度に関する申請や質問については、現在加入されている健康保険組合、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療制度）、全国健康保険協会、国保組合、共済組合までお問合せください。

◆自己負担限度額の目安 <R6.10現在>

○69歳以下の方の上限額

所得区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額	多数回該当の場合*
① 区分ア 年収約 1,160 万円～ 健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：年間所得 901 万円超	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円
② 区分イ 年収約 770 ～ 約 1,160 万円 健保：標準報酬月額 53 万～79 万円 国保：年間所得 600 万～901 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円
③ 区分ウ 年収約 370 ～ 約 770 万円 健保：標準報酬月額 28 万～50 万円 国保：年間所得 210 万～600 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円
④ 区分エ ～ 年収約 370 万円 健保：標準報酬月額 26 万円以下 国保：旧ただし書き所得 210 万円以下	57,600 円	
⑤ 区分オ 住民税非課税	35,400 円	24,600 円

○70歳以上の方の上限額

所得区分	1ヶ月あたりの自己負担限度額		多数回 該当の場合*	
	外来（個人ごと）			
現 役 並 み 所 得 者	年収約 1,160 万円～ 健保：標準報酬月額 83 万円以上 国保：課税所得 690 万円以上	252,600 円 + (医療費 - 842,000 円) × 1%	140,100 円	
	年収約 770 万～約 1,160 万円 健保：標準報酬月額 53 万円以上 79 万円未満 国保：課税所得 380 万～690 万円	167,400 円 + (医療費 - 558,000 円) × 1%	93,000 円	
	年収約 370 万～約 770 万円 健保：標準報酬月額 28 万円以上 50 万円未満 国保：課税所得 145 万～380 万円	80,100 円 + (医療費 - 267,000 円) × 1%	44,400 円	
一 般	年収約 156 万～370 万円 健保：標準報酬月額 26 万円以下 国保：年間所得 210 万円以下	外来 18,000 円 (年 14 万 4 千円)		57,600 円
住 民 税 非 課 税	Ⅱ 住民税非課税（Ⅰ以外の方）	外来	24,600 円	適用なし
	Ⅰ 住民税非課税 (年金収入のみの方で年金受給額 80 万円以 下など、総所得金額がゼロの方)	8,000 円	15,000 円	

※直近の12か月間に、既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合（多数回該当）には、4回目以降の自己負担限度額がさらに軽減されません。

◆限度額適用認定について

医療費が高くなりそうな場合は、加入する公的医療保険の窓口で事前に手続きし、限度額適用認定証等を発行してもらいます。

医療機関の窓口で保険証と併せて提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

○住民税課税世帯の方 → 限度額適用認定証

○住民税非課税世帯の方 → 限度額適用・標準負担額減額認定証

問合せ先	加入する公的医療保険の窓口 (保険証に記載されています)
------	---------------------------------

◆窓口負担について

加入する医療保険から事前に限度額適用認定証等を発行してもらった方は、医療機関で自己負担限度額までを上限に支払う仕組みとなっています。

また、自己負担額を減らす制度として、高額療養費貸付制度などもありますので、加入する公的医療保険の窓口を確認しておきましょう。

問合せ先	加入する公的医療保険の窓口 (保険証に記載されています)
------	---------------------------------

◎小児がんの医療費助成を受けたい

➡小児慢性特定疾病医療費助成制度

がんを含む小児慢性特定疾病の治療にかかった医療費を助成する制度です。同じ公的医療保険に加入する家族の市町村民税額に応じ、自己負担額の上限を超えた部分が助成されます。

対 象	厚生労働省が定める16疾患群、788疾病の18歳未満児童 (引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満も含む)
適 用 条 件	同じ公的医療保険に加入する家族の市町村民税額に応じた自己負担あり
問合せ先	京都府健康対策課 075-414-5688 京都府各保健所 (P52参照) ※京都市は各区役所・支所 (P52参照)

➡子育て支援医療助成制度

中学校卒業までの子どもが医療機関を受診した場合、医療費を助成する制度です。小児がんの治療が終了して「小児慢性特定疾病医療費助成制度」が適用されなくなった場合でも、利用できます。

(市町村によっては制度をさらに拡充している場合があります。)

	年齢	1ヶ月の自己負担の上限額
入院	中学校卒業まで	200円 (1医療機関あたり)
通院	小学校卒業まで	200円 (1医療機関あたり)
	中学生	1,500円
問合せ先	各市町村の担当課 (P51参照)	

◎心身に重度障がいがある方へ

➡重度心身障害児(者)医療費助成、重度心身障害老人健康管理事業

心身に重度障がいがある方が医療機関を受診した場合、負担すべき医療費に対して助成する制度です。一定の所得以下の方が対象になります。

問合せ先	各市町村の担当課（P51参照）
------	-----------------

◎ひとり親家庭の方へ

➡ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の児童及びその親が医療機関を受診した場合、負担すべき医療費に対して助成する制度です。子どもが18歳に達する年度末まで、一定の所得以下の家庭が対象になります。

問合せ先	各市町村の担当課（P51参照）
------	-----------------

◎被爆者健康手帳をお持ちの方でがんなどになった方へ

➡原爆症認定制度

被爆者の方ががんなどになった場合は、その原因が原子爆弾の傷害作用によるものであり、治療を要する状態にあるという厚生労働大臣の認定を受けることにより、医療費の全額を国が負担します。

また、認定された方については、次の手当が支給されます。

医療特別手当	上記の厚生労働大臣の認定を受けた方で、現に認定に係る疾病の状態にある方（認定被爆者）	月額：150,020円
問合せ先	京都府健康対策課 075-414-4736	

※手当月額は令和6年4月現在のもので、変更されることがあります。

医療特別手当の支給を受けた方で、認定に係る疾病が治った方は特別手当の支給が可能です。

◎経済的援助を受けて治療を受けたい

➡生活保護

病気で仕事ができない、収入が少ないといった理由で生活が苦しい場合、必要な援助を受けることができる制度です。あらゆる手段を尽くしても健康で文化的な最低限度の生活を維持できないときに限り、適用されます。

生活保護の給付には、日常生活に必要な費用については生活扶助、必要な医療は医療扶助というように種類があります。

問合せ先	京都市の各区、又は各市福祉事務所（P51・52参照）
	各町村にあっては京都府各保健所福祉課（P52参照）
	民生委員

◎その他助成制度について

→京都府ヘリコバクター・ピロリ除菌治療費助成事業

京都府では、健診・人間ドック・市町村検診等でピロリ菌感染やその疑いがあると判明した方に対して、医療保険適用の一次除菌治療に要する経費の一部（上限2,000円）を助成する事業を実施しています。

問合せ先	京都府健康対策課 075-414-4766
------	-----------------------

→肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院治療又は通院治療*を受けており、年収約370万円以下等の要件を満たす方に対して、医療費の一部を助成する事業を実施しています。

*通院治療は「分子標的薬を用いた化学療法」と「肝動注化学療法」「粒子線治療」が対象

問合せ先	京都府健康対策課 075-414-4765
------	-----------------------

→京都府がん患者等生殖機能温存療法助成事業

京都府では、将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA（思春期・若年成人）世代がん患者等が治療開始前に生殖機能を温存することで、将来に希望を持って治療に取り組むことができるよう、生殖機能温存療法に要した費用の一部を助成する事業を実施しています。

助成回数と上限額	
生殖機能温存療法の内容	1回あたりの助成上限額
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巢組織凍結に係る治療（組織の再移植を含む）	40万円
精子凍結に係る治療	3万円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

・ 助成回数は、対象者一人に対して通算2回まで

問合せ先	京都府健康対策課 075-414-4766
------	-----------------------

→京都府陽子線治療府民助成事業

京都府では、京都府立医科大学附属病院で医療保険適用外の陽子線治療を行う場合に費用の一部を助成する事業を実施しています。

問合せ先	京都府大学政策課 075-414-4526
------	-----------------------

➡がん患者アピアランスケア支援事業

京都府と市町村では、「がん患者アピアランスケア支援事業」として、がん患者の経済的負担を軽減するとともに、社会参加を促進し、療養生活の質の向上を図ることを目的として、見た目の変化をケアする医療用ウィッグ（かつら）、乳房補正具の購入費用の一部を助成します。詳しくは、京都府ホームページに掲載している実施市町村窓口にお問い合わせください。URL：<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/appearance.html>

問合せ先

京都府健康対策課 075-414-4766

➡若年がん患者在宅療養支援事業

京都府と市町村では、「若年がん患者在宅療養支援事業」として、若年層（18歳以上39歳以下）の末期がん患者で在宅療養を希望する者に対し、在宅における生活で必要となる福祉用具の貸与・購入等に係る費用の一部を助成します。詳しくは、京都府ホームページに掲載している実施市町村窓口にお問い合わせください。URL：<https://www.pref.kyoto.jp/kentai/jakunenenzaitaku.html?edit=1>

問合せ先

京都府健康対策課 075-414-4766

